人権に関する相談やイベント

困ったことがあれば相談を

●人権擁護委員の相談

詳しくは、人権擁護委員協議会まで電話☎㉛2165（火・金曜日9時～16時）してください。

人権擁護委員

とき	ところ
12月4日㈭ 10時～15時	友和市民センター
12月6日㈯ 10時～15時	中央市民センター
	地御前市民センター
12月7日㈪ 13時～16時	宮島福祉センター
12月9日㈬ 10時～15時	大野支所
12月14日㈪ 10時～15時	吉和福祉センター

地域	名前
廿日市	中田（なかた） 禎二（ていじ）
	小早川（こばやかわ） 雅子（まさこ）
	石角（いしかど） 剛（つよし）
	奥（おく） 志保江（しほえ）
	中谷（なかたに） 和義（かずよし）
佐伯	前田（まえだ） 幸子（さちこ）
	倉田（くらた） 耕三（こうぞう）
	向井田（むかいだ） さつき

地域	名前
吉和	兒玉（こだま） 宣明（のぶあき）
	能島（のじま） 美緒（みお）
大野	梅本（うめもと） 光子（みつこ）
	石井（いしい） 憲幸（のりゆき）
	岡本（おかもと） 直美（なおみ）
	沖野（おきの） 稔則（としのり）
宮島	北山（きたやま） 若音（わかね）
	吉賀（よしが） 忠雄（ただお）

令和8年11月現在

●法務局の相談

- みんなの人権110番
 ☎0570(003)110
- こどもの人権110番
 ☎0120(007)110

開設日時 月～金曜日（祝・休日を除く）
8時30分～17時15分



ふれあい人権フェスタ2026

問 人権・市民生活課☎㉚9136

タレントの副島淳（そえじまじゅん）さんの人権講演会と小・中学生から募集した人権作品の優秀賞受賞者の表彰式を開催します。

と き 12月5日㈯
- ●10時（9時30分開場）人権講演会
- ●13時30分 表彰式

ところ ウッドワンさくらぴあ大ホール
演 題 「ちがいを楽しむ」
定 員 900人（申し込み先着順）
申込期限 12月3日㈭16時
申込方法 人権・市民生活課まで直接もしくは電話で、または市公式LINEから。

※車椅子席・要約筆記の見えやすい席を希望する人は、11月27日㈮までに電話またはファクスで申し込み
FAX㉛0133
※託児は11月26日㈭までに電話で申し込み
※詳しくは、市ホームページを確認してください

市ホームページ▶



▲副島淳さん

〝公開〟人権問題啓発活動推進者育成研修会

問 佐方会館☎㉜5960

高齢者の人権が大切にされる社会を一緒に考えてみませんか。

と き 11月13日㈭13時30分～15時30分
ところ 友和市民センター
1部 「認知症の妻と暮らして思ったこと」
講 師 金本捷敏（かねもとかつとし）さん（認知症の人と家族の会広島県支部大野地区代表・大野認知症の人と家族の会代表）
2部 「廿日市市の認知症の方と家族への支援について」
講 師 地域包括支援センターさいき職員
申込方法 佐伯支所まで電話☎㉒1114で。



介護を一人で抱え込んでいませんか？



介護を一人で抱え込んでいる人や頑張っている人ほど介護のストレスを溜め込んでしまいます。本人のための頑張りが、介護のストレスから不適切な対応につながる場合もあります。介護の相談や悩み、困り事など、まずは地域包括支援センターへ相談してください。

詳しくは、市ホームページを確認してください▶

地域包括支援センター	ところ	問い合わせ
はつかいち西部	学研廿日市市多世代サポートセンター2階	㉚9066
はつかいち中部	宮内4286-1	⑳4580
はつかいち東部	山崎本社　みんなのあいプラザ3階	㉚9158
さいき	佐伯支所内	㉒2828
おおの	大野支所内	㊿0251

こんな時どうしたらいい？

不適切な対応につながらないためのQ&A

Q **トイレの失敗を本人が認めず、イライラしてけんかになります。**

A トイレの失敗は「尿意を感じにくい」「歩く速度が落ちた」「下着の着脱に時間がかかる」など、いくつかの原因が重なって起こることがあります。トイレまでの距離やポータブルトイレ（簡易トイレ）、オムツなどの工夫に関して、ケアマネジャーや医療・介護の専門職に相談してみましょう。失敗を責めたり恥ずかしい思いをさせたりせず、本人も家族も無理のない方法を考えていきましょう。



Q **私の年金で子どもも生活をしています。貯めていた年金が減っていき、今後の生活が心配です。**

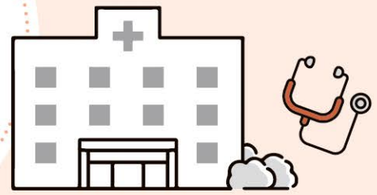
A 生活費やお金のことは、とても不安になると思います。高齢者の年金は、まず高齢者本人の生活のために使うことが大切です。生活状況を整理し、子どものこれからの暮らしも含めて、専門機関に相談しながら一緒に考えていきましょう。



Q **認知症の父が1人で外出し帰れなくなったことがあり、今後が心配です。**

A 「見守り安心ネットワーク」や「見守りシール」に登録すると、本人が行方不明になったとき、市内の商業施設などの協力を得て、できるだけ早く発見・保護することができます。詳しくは社会福祉協議会まで電話（☎⑳0294）してください。また、音で知らせるセンサーや見守りカメラ、GPS機器など、家電量販店で購入できるものもあります。本人の行動を制限するのではなく、どのような方法が適しているか、地域包括支援センターへ相談してください。





Q **受診が必要と言われましたが、本人が行きたがらず、老老介護のため毎回病院に連れて行くのが大変です。このまま様子を見ても良いでしょうか。**

A 病院に行きたがらない背景には、認知症や自分はどこも悪くないと思っていること、病院に行くこと自体を理解できないことなどがあります。医師が定期的に自宅を訪問する訪問診療や、看護師が訪問する訪問看護など、自宅で医療を受けられるサービスもあります。体調の変化を見過ごさないためにも、利用できるサービスを検討してみましょう。